ずっともガス契約 (選択約款) - 群 馬 地 区 -

2022年9月1日実施

東京瓦斯株式会社

目次

1.	対象となるお客さま1
2.	用語の定義1
3.	適用条件1
4.	料金1
5.	単位料金の調整1
6.	その他3
付則.	4
別表 .	5

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款の供給区域で「群馬地区」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約(以下「ガス需給契約」といいます。)において使用する「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に 適用いたします。

4. 料金

当社は、別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算

定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用 基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり)
 - =基準単位料金+0.078 円×原料価格変動額/100 円×(1+ 消費税率)
- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり)
 - =基準単位料金-0.078 円×原料価格変動額/100 円× (1+ 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の 端数は切り捨て。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、 以下のとおりといたします。
 - ①基準平均原料価格 (トンあたり) 27,350円
 - ②平均原料価格 (トンあたり)

別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が74,730円以上となった場

合は、74,730円といたします。

(算式)

平均原料価格=トンあたりLNG平均価格×0.4414 +トンあたりLPG平均価格×0.0371

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

- イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

6. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施の期日

この選択約款は、2022 年 9 月 1 日から実施いたします。 ただし、2022 年 10 月から 2023 年 2 月分の料金の算定にあたっては、 下記 2 の通りといたします。

2. 「5. 単位料金の調整」(2)②74,730円(以下「調整上限」という)について

(1) この選択約款の実施に伴う移行措置として、調整上限を以下の通り読み替えます。

 2022 年 10 月適用
 48,920円

 2022 年 11 月適用
 54,080円

 2022 年 12 月適用
 59,240円

 2023 年 1月適用
 64,400円

 2023 年 2月適用
 69,560円

(2) 調整上限は、2022 年3月から5月までの平均原料価格の1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第548条の4に定める定型約款変更およびガス基本約款の2の規定により、見直すことがあります。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を 切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を 算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたし ます。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

- =料金×消費税率÷ (1+消費税率) (1円未満の端数切り捨て)
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの 平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたし ます。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの 平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたし ます。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算

定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月ま での平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用い たします。
- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平 均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたしま す。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平 均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたしま す。
- ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平 均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたしま す。
- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算 定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平 均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたしま す。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金 算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの 平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたし

ます。

- ①料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金 算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの 平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたし ます。
- ②料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金 算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの 平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたし ます。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が 0 立方メートルから 12 立方メートルまで の場合に適用いたします。

料金表B 使用量が 12 立方メートルをこえ、500 立方メート ルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が 500 立方メートルをこえる場合に適用い たします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター	759.00円
1個につき	(消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	154.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立 方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター	1, 296. 10 円
1個につき	(消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	109.79円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立 方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター	7, 612. 30 円
1個につき	(消費税等相当額を含みます。)

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	97.17 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立 方メートルあたりの単位料金といたします。